



# 消費生活センターに相談しよう!!

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの問題を解決するための相談にのってくれる行政機関です。専門の相談員が相談を受け付けています。不安なことや困ったことがあった時は一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。



## 自立した消費者になるための五箇条

- 一、自分の買い物が社会に影響を与えていることを意識する!
- 二、契約する時はよく検討・確認する!
- 三、個人情報了他人に簡単に教えない!
- 四、知らない人からのメールやメッセージには返信しない!
- 五、トラブルに巻き込まれた時は、1人で悩まず、家族や先生、消費生活センターに相談する!



## 宮城県の相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161 仙台市青葉区本町3丁目8番1号(県庁1階)  
相談時間 月～金…9時～17時/土日…9時～16時(祝日・年末年始除く)  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

仙南圏	大崎圏	栗原圏
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎ 0224-52-5700	北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎ 0229-22-5700	北部地方振興事務所栗原地域 事務所県民サービスセンター ☎ 0228-23-5700
石巻圏	登米圏	気仙沼・本吉圏
東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎ 0225-93-5700	東部地方振興事務所登米地域 事務所県民サービスセンター ☎ 0220-22-5700	気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎ 0226-22-7000

各県民サービスセンターの相談時間は、月～金 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。(詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください)

★消費者ホットライン ☎188  
い や やり  
逆き取り



※この冊子は20,000部印刷し、1部あたりの印刷単価は約18円です。  
※この冊子は再生紙を使用しています。  
※この冊子は植物油インキを使用しております。

最寄りの消費生活相談窓口につながります。

年 組 氏名

2017年11月発行



みんなも  
消費者

知っておこう!  
消費生活知識

「契約」って何?

「消費者」って  
誰のこと?

インターネット  
トラブルって?



©宮城県・旭プロダクション

わたしたちはふだんの生活の中で、コンビニでジュースを買ったり、電車やバスに乗ったり、携帯電話やスマートフォンを使ったりしています。つまり、わたしたちは生活に必要な物資やサービスといった商品を購入して生活しているのです。このように、商品を購入し、消費するわたしたちみんなを「消費者」といいます。

消費者は、日々の選択で社会に様々な影響を与えています。よりよい社会を作るために、この冊子をよく読んで、責任あるかっこいい消費者になりましょう!

宮城県消費生活センター